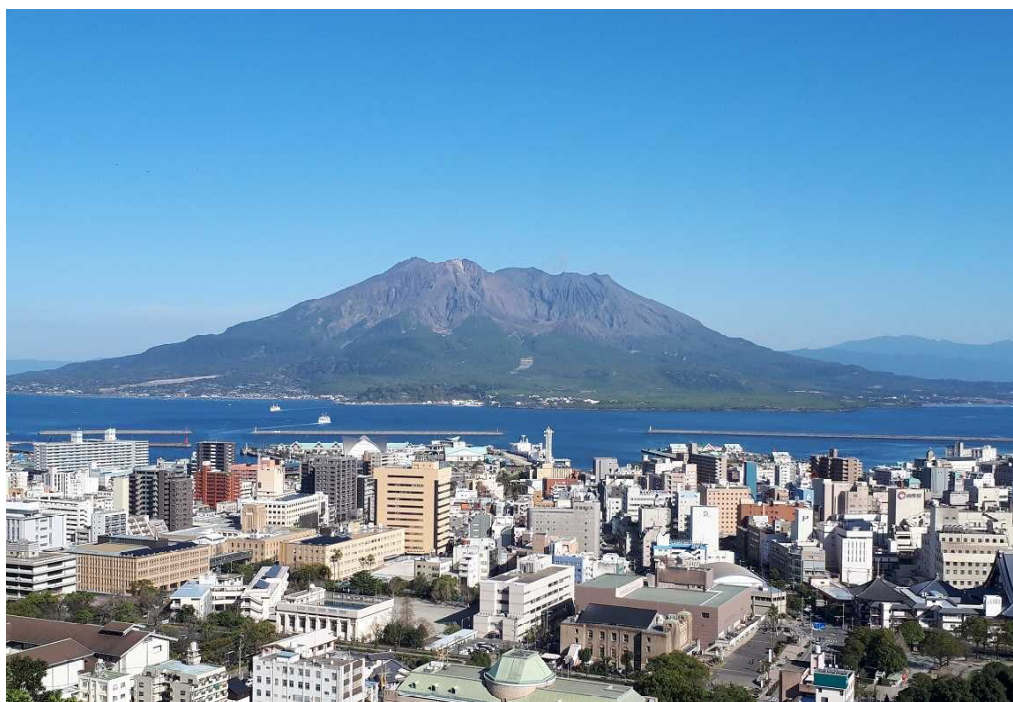




鹿児島県警察の機能強化実施計画

～ 日本一安全で安心な鹿児島の実現に向けて ～



平成30年11月

鹿児島県警察本部

鹿児島県警察の機能強化実施計画の策定にあたって

鹿児島県警察では、時代の変化や県民の多様なニーズに的確に対応し、限られた警察力で県警察の機能を最大限に発揮し、将来にわたり、より高い治安水準を保持できる体制を構築すべく、まずは県民の意見を聴くため、平成27年4月、警察本部長の諮問機関として、県内の有識者6人の委員からなる「鹿児島県警察の機能強化を考える懇話会」を設置しました。

懇話会では、県警察の現状や課題等について様々な見地から議論を行っていただいた上で、それら意見の集約をしていただき、平成28年9月、「鹿児島県警察の機能強化プラン（答申）」の提出を受けました。

県警察では、この答申を十分に尊重しつつ検討を重ね、平成30年3月、

- 若手警察官の早期育成
- 女性の視点を一層反映した警察運営の推進
- 専門的捜査員の育成強化
- 交番・駐在所の再編整備の推進
- 小規模警察署への支援の強化と時代の要請に応じた警察力の整備

の5項目を柱とする「鹿児島県警察の機能強化基本計画」を策定しました。

また、この基本計画を基に、同年7月23日、

- 若手警察官の早期育成
- 女性の視点を一層反映した警察運営の推進
- 専門的捜査員の育成強化
- 小規模警察署への支援の強化と時代の要請に応じた警察力の整備
（「交番・駐在所の再編整備の推進」については、継続実施）

の4つのプランからなる「鹿児島県警察の機能強化実施計画」（案）を公表し、パブリック・コメントの結果等を踏まえ、この度、「鹿児島県警察の機能強化実施計画」を策定しました。

今後、県警察では、実施計画で示した県警察の機能強化に係る各種施策について、県民の理解と協力の下に全職員が一丸となって取り組むとともに、実施計画の推進にあたっては、実施した施策等の効果を検証し、必要に応じてその後の取組に生かしていくPDCAサイクルを実施するなど、総合的見地に立った不断の見直しを行い、「日本一安全で安心な鹿児島の実現」を目指してまいります。

目 次

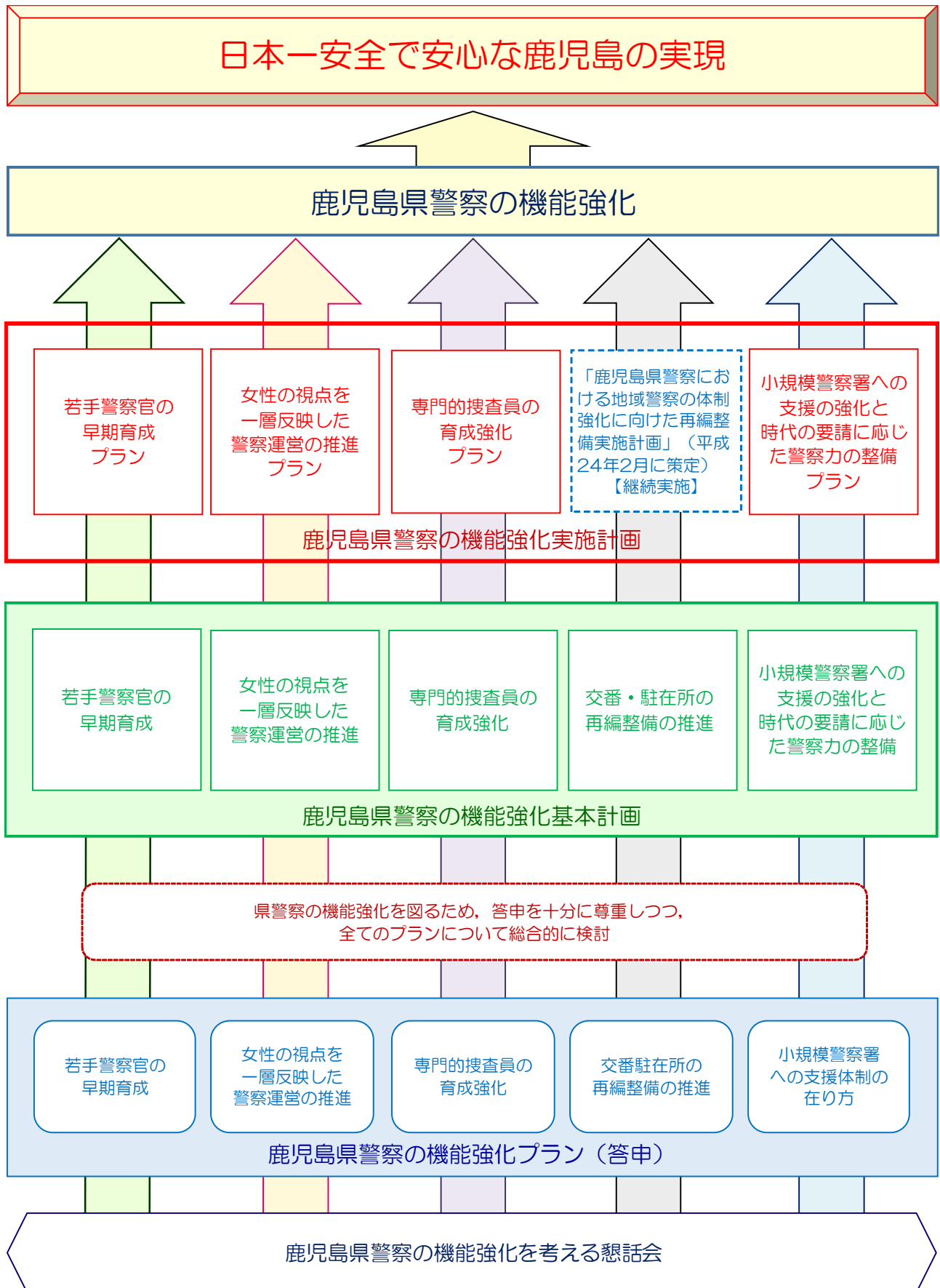
鹿児島県警察の機能強化計画（イメージ図）	1
----------------------	---

鹿児島県警察の機能強化実施計画

若手警察官の早期育成プラン	2
女性の視点を一層反映した警察運営の推進プラン	7
専門的捜査員の育成強化プラン	13
小規模警察署への支援の強化と時代の要請に応じた警察力の整備プラン	17

【表紙】城山公園から望む桜島と鹿児島市街地

鹿児島県警察の機能強化計画(イメージ図)



若手警察官の早期育成プラン

大量退職時代に伴い、若手警察官の現場執行力の強化、犯罪捜査に必要不可欠な捜査技能の伝承、後継者育成等が重要課題となっていることから、これらの課題に対処するため、優秀な人材を確保した上で、各種教養・研修の充実、士気高揚を図るほか、若手警察官の早期育成に係る施策を推進するための組織基盤の整備を図ります。

1 優秀な人材の確保

若者の特性に着目した採用活動や広報活動を強化するなどの戦略的なリクルート活動を推進し、県内外から優秀な人材を確保します。

戦略的なリクルート活動の推進

○ 離島や県外在住者に対する採用活動の強化

拡充

これまで県本土や奄美大島を中心に実施してきた採用説明会場や試験会場を他の離島や県外にまで拡充するなど、県内の離島在住者や県外のUターン希望者に対する採用活動を強化します。

○ 多様な分野からの人材の確保

継続

語学、情報処理、財務、武道等の資格保有者を対象とした採用試験における「資格加点制度」の充実を図り、あらゆる分野から多様な人材を確保します。

○ 警察官という職業の魅力を伝える広報活動の強化

継続

様々な現場で活躍する若手警察官や子育てをしながら働く女性警察官、捜査の最前線で活躍する技能指導官の姿等を県警察ホームページや採用パンフレットに掲載するほか、マスメディアを活用した幅広い広報を行うなど、警察官という職業の魅力を伝える広報活動を強化します。

○ 採用イベントの積極的な開催

継続

警察学校での生活や警察官の仕事を模擬体験できる参加・体験型のオープンキャンパスやインターンシップ等の採用イベントを積極的に開催します。

○ 若者が身近に利用するSNSの積極的な活用

継続

採用試験日程等の採用情報や採用に係る各種イベント情報を発信する手段として、若者が身近に利用するSNS（会員制交流サイト）を積極的に活用します。

2 各種教養・研修の充実

若手警察官の現場執行力の強化等を目的とした新たな教養体系を構築するとともに、これらのサポート体制についても充実させるなど、各種教養や研修の充実を図ります。

(1) 新たな教養体系の構築

○ 「若手育成対象者教養制度(仮称)」の構築

新規

警察本部の「人材育成推進室」が主体となり、採用時教養終了後3年未満の全ての若手警察職員(以下「若手育成対象者」という。)を対象とした実務教養・職務倫理教養・術科教養の3本柱からなる「若手育成対象者教養制度(仮称)」を構築します。

○ 警察本部招致検証の実施

新規

警察本部の「人材育成推進室」が主体となり、採用時教養終了後1年目及び2年目の若手育成対象者を警察本部に招致し、個々の教養効果を測るための検証を実施します。

○ 継続した補完教養の実施

新規

警察本部招致検証により、教養効果が十分でないと判断された若手育成対象者については、警察本部の「人材育成推進室」と配置先所属が連携し、レベルアップ(底上げ)を図るための継続した補完教養を実施します。

○ 警察本部主導による巡回教養, 同行指導の実施

継続

警察本部の「人材育成推進室」が警察本部関係課と連携し、各警察署に出向いて行う巡回教養のほか、警察本部が直轄する自動車警ら隊や機動捜査隊等による同行指導を積極的に実施します。

○ 実戦的総合訓練の効果的な運用

継続

これまで実施してきた実際の現場を想定した実戦的総合訓練の訓練内容を見直し、真に必要な部分を切り取った上で、短時間の部分訓練を反復させるなど、同訓練の効果的な運用を図ります。

○ 計画的な術科訓練の推進

継続

柔道、剣道及び逮捕術の一段上位への昇段(級)を目標設定させるなど、気力・体力を充実させるための計画的な術科訓練を推進します。

○ 「若手地域警察官研修制度」の充実

継続

交番配置された若手育成対象者を捜査，交通等の専務警察に毎月継続して派遣し，実務研修を受けさせる「若手地域警察官研修制度」と「若手育成対象者教養制度（仮称）」を効果的に連動させるなど，同制度の充実を図ります。

○ 伝承官・技能指導官による指導教養の充実

継続

卓越した専門的スキル又は知識経験を有する伝承官や技能指導官により，伝承教養やロールプレイング方式を取り入れた効果的な指導を行うなど，伝承官・技能指導官による指導教養の充実を図ります。

○ 職務倫理教養の更なる充実

継続

若手育成対象者の誇りと使命感を醸成するための具体的な事例を用いた教養を積極的に推進するなど，職務倫理教養の更なる充実を図ります。

○ 一般職員を対象としたセルフディフェンス教養等の実施

新規

一般職員の若手育成対象者を対象とし，窓口業務や当直勤務時における不意な攻撃に備えるセルフディフェンスや救急法に関する教養を実施します。

(2) サポート体制の充実

○ 「若手サポートファイル（仮称）」の配付

新規

若手育成対象者が自学自修できる各部門の基礎的な教養資料等を1冊に編さんした「若手サポートファイル（仮称）」を配付します。

○ 捜査書類作成サポートツールや動画マニュアルの効果的運用

新規

若手育成対象者が捜査書類を効率的に作成できる捜査書類作成サポートツールや各種業務における実務要領等を収めた動画マニュアルを部内ネットワークに常時掲載し，若手育成対象者が自学自修できるよう効果的な運用を図ります。

○ 若手の昇任試験合格者等の地域警察部門への優先的配

新規

若手の昇任試験合格者や専務警察経験者といった現場の中核となる人材を若手育成対象者の指導者として地域警察部門（交番，自動車警ら班等）に優先的に配置します。

○ 効果的な指導技法等を修得させるための研修の推進

拡充

若手育成対象者をサポートする指導者を対象とし，実際の現場を想定した実戦的総合訓練の指導要領や若手の主体性を引き出すコーチング技法等，効果的な指導技法等を修得させるための研修を推進します。

○ 交番相談員の更なる活用

拡充

若手育成対象者の身近な存在である交番相談員（警察職員OB等）の担当業務の中に，礼式教育や実務指導等の業務を加えるなど，同相談員の更なる活用を図ります。

○ 臨床心理士等による相談体制の充実

継続

若手育成対象者が抱える精神面の不安や悩み等について，いつでも気兼ねなく相談できるよう臨床心理士等による相談体制の充実を図ります。

○ 「きよで愛制度」の充実

継続

若手育成対象者が抱える精神面，実務面及び生活面の悩み等について，中堅職員がその良き相談相手となり，親身になった指導・助言を行えるよう郷中教育を範とした「きよで愛制度」と「若手育成対象者教養制度（仮称）」を効果的に連動させるなど，「きよで愛制度」の充実を図ります。

3 職員の士気高揚

若手警察官を早期育成するための全職員の意識改革や積極的な賞揚・登用を行うなど、職員の士気高揚を図ります。

(1) 全職員の意識改革

○ あらゆる機会を活用した全職員の意識改革

継続

若手警察官を早期育成する重要性や組織一丸となって取り組む必要性等について、各種会議等における幹部職員への指示を徹底するほか、定期招集や巡回教養等のあらゆる機会を活用して、全職員の意識改革を図ります。

(2) 積極的な賞揚・登用

○ 若手育成対象者等の取組に対する積極的な賞揚

新規

「若手育成対象者教養制度（仮称）」に積極的に取り組んだ若手育成対象者や指導者、配置先所属等に対する積極的な賞揚を行います。

○ 若手育成対象者の積極的な専務警察部門への登用

新規

「若手育成対象者教養制度（仮称）」の教養効果が認められ、やる気に満ちあふれた若手育成対象者を専務警察部門に積極的に登用します。

4 組織基盤の整備

若手警察官の早期育成に係る施策を推進するための体制を充実させるなど、組織基盤の整備を図ります。

推進体制の充実

○ 「若手育成推進係（仮称）」の設置

新規

警察本部の関係所属及び全警察署に、警察本部の「人材育成推進室」との連絡窓口となる「若手育成推進係（仮称）」を設置します。

○ 「人材育成推進室」への術科指導員等の配置

拡充

警察本部の「人材育成推進室」に、若手育成対象者に対する術科訓練を担当する術科指導員やカウンセリング等を担当する臨床心理士等を配置します。

女性の視点を一層反映した警察運営の推進プラン

女性被害者や相談者への対応等県民の多様なニーズに的確に対応し、警察の組織力を質的に強化するためには、女性の視点を一層反映した警察運営の推進が必要不可欠であることから、女性の採用の拡大を図り、女性がより一層活躍できる環境や、子育てや介護等をしながら活躍できる職場環境を構築するとともに、全職員のワークライフバランスの実現に向けた取組についても推進します。

1 女性の採用の拡大

女性警察官の採用目標を設定した上で、採用の拡大に向けた各種取組について積極的に推進するなど、女性の採用の拡大を図ります。

(1) 採用目標

○ 女性警察官の採用目標の設定

新規

警察官定数に占める女性警察官の割合（平成30年4月現在8.3%）を、平成35年度（2023年度）までに10%になるよう、女性警察官の採用目標を設定します。

(2) 採用の拡大に向けた取組

○ 女性を対象とした効果的なリクルート活動の推進

継続

女性警察官を採用係に配置し、女性を対象とした「KPインターンシップ（注1）」や女子高校・女子大学等と連携した採用説明会を開催するなど、より効果的なリクルート活動を推進します。

注1：KPインターンシップ

大学生等を対象に、警察本部等で警察業務の紹介や職業体験、施設の見学、職員とのフリートーク、採用試験説明等を行うセミナー（KPとはKagoshima Policeの略）

○ 「再採用制度」の効果的活用

継続

出産や子育て、その他の事情によりやむを得ず離職した元女性警察官を、即戦力として採用する「再採用制度」を効果的に活用します。

2 女性がより一層活躍できる環境の構築

多様な分野に女性を登用し、女性の活躍促進につながる取組を推進するとともに、女性の意見を反映した装備資機材等の整備を図るなど、女性がより一層活躍できる環境を構築します。

(1) 多様な分野での女性の登用・育成

○ 女性警察官の配置ポストの拡大及び全警察署への複数配置

拡充

女性警察官の配置ポストの拡大を図り、全部門に女性警察官を配置するとともに、全警察署への複数配置を図ります。

○ ロールモデルとなる女性エキスパートの育成

継続

意欲にあふれる女性を特定の専門分野に配置し計画的に育成することで、その部門に精通したロールモデルとなる女性エキスパートの育成を目指します。

(2) 女性の活躍促進につながる取組

○ 女性職員のスキルアップ教養・研修の推進

継続

性犯罪やストーカー・配偶者暴力事案等における女性被害者や相談者の心情に配慮した対応や、きめ細やかな支援を行うための研修会を開催するなど、女性職員のスキルアップのための教養・研修を推進します。

○ 女性警察官の効果的なブロック運用

継続

性犯罪やストーカー・配偶者暴力事案等の発生時に、同一ブロック内における大規模警察署や近隣警察署からの女性警察官の応援派遣体制を充実させるなど、女性警察官の効果的なブロック運用を図ります。

○ 女性職員のキャリア形成へのモチベーションを醸成するための取組の推進

継続

女性職員を対象としたキャリアアップセミナーや育児休業等を経て活躍する女性職員の講演会を開催するなど、女性職員のキャリア形成へのモチベーションを醸成するための取組を推進します。

○ 女性職員のリフレッシュにつながる取組の充実

継続

女性職員が抱える不安や悩みの解消に向けた各種相談窓口の充実を図るとともに、女性職員同士のネットワーク構築を目的とした意見交換会を開催するなど、女性職員のリフレッシュにつながる取組の充実を図ります。

○ ハラスメントの未然防止に向けた取組の推進

継続

全職員がハラスメントに対する認識を共有するための研修や部外講師による講話を積極的に開催するなど、ハラスメントの未然防止に向けた取組を推進します。

(3) 女性の意見を反映した施設・装備資機材等の整備

○ 女性職員用の施設の充実

拡充

警察署等での当直勤務や術科訓練等の際に必要な女性職員用シャワー室を全警察署に設置するなど、女性職員用の施設の充実を図ります。

○ 女性の意見を反映した制服、装備資機材の導入

拡充

マタニティ制服や現場で活動しやすい制服、女性の意見を反映した装備資機材の導入を検討するなど、制服の改善を始めとする装備品の整備を推進します。

3 子育てや介護等をしながら活躍できる職場環境の構築

両立支援のための基盤整備を図るとともに、長期休業者等に対する支援を強化するなど、子育てや介護等をしながら活躍できる職場環境を構築します。

(1) 両立支援のための基盤整備

○ 両立支援のための全職員の意識改革

継続

定期招集等のあらゆる機会を通じて、仕事と子育て等の両立支援の重要性等について理解を深めるための研修会等を実施するなど、両立支援のための全職員の意識改革を図ります。

○ 子育てや介護等をしながら働く職員への人事的配慮

継続

子育て等の事情を抱える職員を親元等のサポート体制が整った出身地等に配置するほか、職員同士の夫婦を同一所属又は近隣所属に配置するなど、子育てや介護等をしながら働く職員への人事的な配慮に努めます。

○ 両立支援ポスト制度の導入

新規

突発的な対応が求められることが少なく、計画的な業務推進が可能な係を「両立支援ポスト（仮称）」として指定し、子育て等の事情を抱える職員を同ポストに優先的に配置する「両立支援ポスト制度（仮称）」の導入を図ります。

○ 早出・遅出勤務制度の活用促進

継続

子育て等の事情を抱える職員に対し、子育てや介護に伴う勤務開始時間及び終了時刻の繰上げ等が可能となる「早出・遅出勤務制度」の周知を図るなど、同制度の活用促進を図ります。

○ 男性職員の家庭生活への関わりの促進

拡充

子育て等を行う男性職員を対象とした育児支援セミナーを積極的に開催するとともに、各種休暇・勤務制度の周知を図るなど、男性職員の家庭生活への関わりを促進します。

(2) 長期休業者等に対する支援の強化

○ 産前職員に対するサポート体制の構築

継続

直属の上司等が産前職員と面談し、業務分担の見直しや業務負担の軽いポストへの配置替えを行うなど、産前職員に対する組織的なサポート体制を構築します。

○ 育児又は介護休業用サポートファイルの配付

拡充

育児休業等の長期休業に入る職員に対し、子育てや介護等に関する各種休暇制度や休業期間に加え、各種給付金制度等についても掲載された育児又は介護休業用サポートファイルを配付します。

○ 育児休業等に伴う代替要員の確保

継続

育児休業等の長期休業に入る職員の定員外措置を講じるほか、所属に欠員が生じる場合は、「臨時的任用制度(注2)」を活用するなど、代替要員の確保に努めます。

注2：臨時的任用制度

育児休業等における代替補充要員として、臨時的に職員を任用できる制度

○ メール等による情報配信システムの構築

新規

長期休業中の職員に対し、県警察が主催する各種セミナーやイベント等の情報をメール等により配信するなど、帰属意識を醸成するための情報配信システムの構築を図ります。

○ 復職職員に対するサポート体制の構築

継続

復職職員を対象とした復帰前支援セミナーを開催するとともに、直属の上司等が復職職員と面談し、復職後の働き方や両立支援に向けた助言を行うなど、復職職員が円滑に職場復帰するための組織的なサポート体制を構築します。

4 全職員のワークライフバランスの推進

働き方改革を推進し、女性職員を含むすべての職員がやりがいや充実感を感じながら働き、警察に与えられた仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても多様な生き方ができるワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた各種取組を推進します。

働き方改革の推進

○ ワークライフバランスに対する意識改革

継続

各種会議等の機会に合わせて、職場環境の改善や効率的な業務運営の必要性に関する研修を実施するほか、多様な働き方や両立支援制度に関する教養を実施するなど、全職員のワークライフバランスに対する意識改革を図ります。

○ 業務の合理化・実質化の推進

継続

業務の推進状況や負担割合、必要性、優先順位等を捉え、必要性や優先順位の低い業務の見直しを行うなど、組織を挙げて業務の合理化・実質化を継続的に推進します。

○ 超過勤務の縮減

継続

幹部職員が部下職員の超過勤務の必要性の事前確認を徹底するとともに、超過勤務をしなければならない状況を改善するため、業務の見直しや改善を行うなど、業務総量の抑止のための取組や定時退庁日における定時退庁の徹底等を通じて、超過勤務の縮減を図ります。

○ 休暇の取得促進

拡充

各種休暇制度の周知を図るほか、年次有給休暇の年間取得目標（10日以上）を設定するとともに、誕生日や結婚記念日等を「アニバーサリー休暇（仮称）」として定め休暇を推奨するなど、休暇の取得促進を図ります。

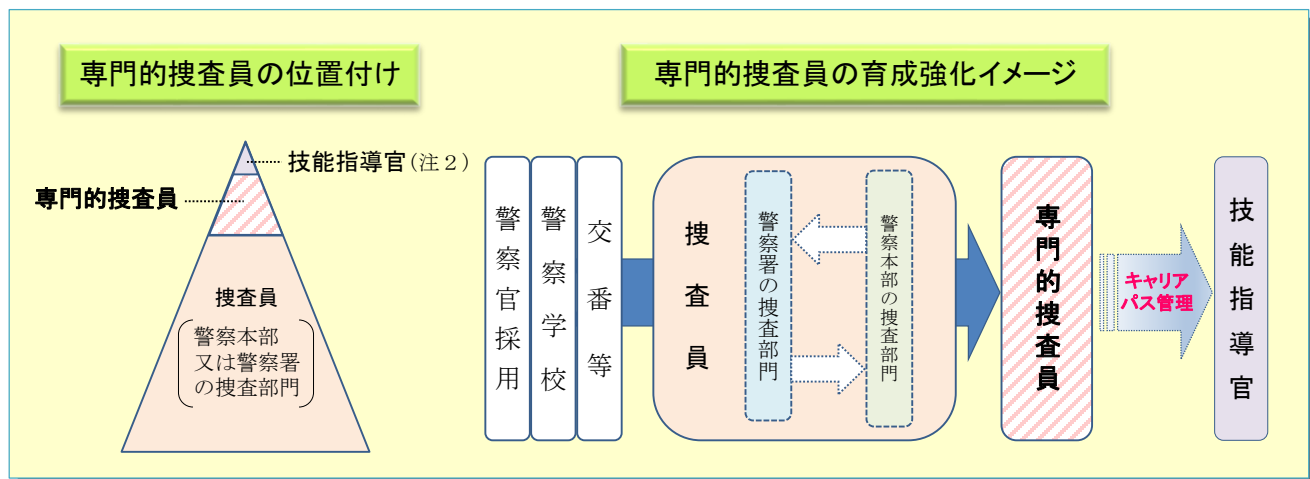
○ 人事評価への反映

新規

幹部職員の人事評価に、ワークライフバランスの推進や業務の合理化・実質化に向けた取組状況を反映します。

専門的捜査員の育成強化プラン

うそ電話詐欺（特殊詐欺）やサイバー犯罪等の新たな形態の犯罪に的確に対処すべく、警察職員の対処能力の底上げや専門的捜査員（注1）の育成強化が重要課題となっていることから、これらの課題に対処するため、専門的捜査員として活躍できる人材を育成・確保し、各種教養・研修の充実、職員の士気高揚を図るとともに、組織基盤の強化を図ります。



注1：専門的捜査員

専門的な犯罪捜査に精通し、捜査力の高い捜査員
（各部門における専門的な知識を有し、捜査指揮能力等に優れた捜査員）

注2：技能指導官

警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識を有し、他の警察職員に対する指導を行う鹿児島県警察職員

1 人材の育成・確保

若手警察官等の捜査部門への積極的な登用・育成を図るほか、技能指導官レベルに達しつつある専門的捜査員については確実なキャリアパス管理を行うなど、専門的捜査員として活躍できる人材を育成・確保します。

(1) 積極的な登用・育成

○ 若手警察官等の登用・育成

継続

やる気に満ちあふれ、捜査部門を希望する若手警察官等を警察署の捜査部門に積極的に登用・育成します。

○ 「職の部内公募制度」を活用した登用・育成

継続

「職の部内公募制度」（注3）により、意欲と適性を有する人材を発掘し、警察本部の捜査部門に積極的に登用・育成します。

注3：職の部内公募制度

職員に職への任用希望を広く募ることにより、意欲と適性を有する人材を発掘し、適所に登用する制度

○ ターゲットを絞った捜査員の登用

継続

取調べ能力や捜査書類作成能力等に優れるなど、専門的捜査員としての素養が見込まれる即戦力の捜査員にターゲットを絞り、警察本部の捜査部門に積極的に登用します。

○ 先進県への出向等から帰県した捜査員の人事的措置

拡充

各部門をリードする先進県への出向ポストの拡大を図るとともに、出向等から帰県した捜査員については、原則、出向先の捜査部門と同一の部門に配置するなど、人事的措置を講じます。

(2) キャリアパス管理

○ 専門的捜査員のキャリアパス管理の実施

新規

技能指導官レベルに達しつつある専門的捜査員については、実績等を踏まえた上での人事的措置を講じるなど、技能指導官を見据えたキャリアパス管理を実施します。

2 各種教養・研修の充実

基礎的な捜査力の向上や対処能力の向上のための教養・研修を行うなど、各種教養・研修を充実させます。

(1) 基礎的な捜査力向上のための教養・研修

○ 専科・任用科教養の実施

継続

新たに刑事部門（各部門）に任用されることが予定されている警察官を警察学校に入校させ、犯罪捜査に関する基本的知識・技能を修得するための任用科教養や各部門における基礎的知識・技能を修得するための専科教養を実施します。

○ 実戦的総合訓練の推進

継続

実際の現場を想定し、事案を認知した段階からの一連の捜査活動を体験させ、捜査上の教訓や捜査手法等を修得するための実戦的総合訓練を推進します。

○ 技能指導官による伝承教養の推進

継続

技能指導官が各警察署に出向き捜査技能の伝承等を行う巡回教養や実際の現場で直接指導を行う
○ J T 訓練を実施するなど、技能指導官による伝承教養を推進します。

○ 捜査力(捜査指揮能力)の向上を図るための研修の推進

継続

事件取扱いの多い大規模警察署等に若手昇任試験合格者等を短期間派遣し、取調べ技能や令状請求要領等を修得するための実務研修を実施するほか、捜査幹部を育成するための長期間にわたる捜査官特別研修を行うなど、捜査力(捜査指揮能力)の向上を図るための研修を推進します。

(2) 新たな形態の犯罪への対処能力向上のための教養・研修

○ 「eラーニング」を活用した教養の推進

新規

通信機器を利用して、各部門における専門的な知識や技能等を自学自修でき、かつ、教養効果等を確認できる「eラーニング」を活用した教養を推進します。

○ 「警察庁指定広域技能指導官」等による専門的な教養の推進

継続

「警察庁指定広域技能指導官」(注4)や専門機関の技術者等を招へいし、各部門における高度で専門的な知識や技能、最新の情報等を学ぶための専門的な教養を推進します。

注4：警察庁指定広域技能指導官

都道府県警察の枠を超えて広域的に指導官として警察活動上必要な助言や実践的指導を行う卓越した専門的技能又は知識を有する警察職員

○ 専門機関に対する捜査員の派遣研修の推進

新規

学術機関や民間企業等の専門機関に捜査員を派遣し、高度な知識や技能を修得するための研修を推進します。

○ 全警察官を対象とした検定の実施

継続

サイバー犯罪捜査能力の組織全体の底上げを図るため、全警察官を対象としたサイバー犯罪捜査検定を実施します。

○ 資格取得を奨励するための環境づくりの推進

継続

各部門の犯罪捜査等に資する資格試験を受験する者に対し、各種助成金制度や職務専念義務免除制度を積極的に活用させるなど、資格取得を奨励するための環境づくりを推進します。

3 職員の士気高揚

新たな形態の犯罪に対処するための全職員の意識改革や顕著な取組に対する賞揚を行うなど、職員の士気高揚を図ります。

(1) 全職員の意識改革

○ あらゆる機会を活用した全職員の意識改革

継続

新たな形態の犯罪に対処する重要性について職員の自覚を促し、対処に必要な専門的な知識や技能の修得の必要性についても認識させるなど、各種会議や研修等のあらゆる機会を活用し、全職員の意識改革を図ります。

(2) 顕著な取組に対する賞揚

○ 新たな形態の犯罪に対処する取組への積極的な賞揚

継続

新たな形態の犯罪への対処に係る各種取組を適切に評価し、顕著な取組を行った個人や所属に対する積極的な賞揚を行います。

4 組織基盤の強化

新たな形態の犯罪に対処するための捜査環境の構築や関係機関との連携を強化するなど、組織基盤の強化を図ります。

(1) 捜査環境の構築

○ 専門的な組織の設置

新規

うそ電話詐欺やサイバー犯罪等の新たな形態の犯罪に対し、先制的かつ能動的に対処するための専門的な組織の設置を検討します。

○ 各種ネットワークシステム等の整備

拡充

専門的な知識や技能を自学自修するための「eラーニング」を活用した教養システムのほか、各部門に有効活用できる装備資機材や各種ネットワークシステムの整備を検討します。

(2) 関係機関との連携強化

○ 専門機関との連携強化

継続

専門機関の研究者や技術者等をアドバイザーとして委嘱し、新たな形態の犯罪に関する助言や最新の情報提供を受けるほか、高度な鑑定等については、情報通信部や部外の鑑定機関等に積極的に嘱託するなど、専門機関との連携を強化します。

小規模警察署への支援の強化と時代の要請に応じた警察力の整備プラン

本県は本土の最南端に位置し、南北約600kmにも及ぶ広大な県土や、鹿児島湾を挟む薩摩・大隅の二大半島、多くの離島を有しているといった特性があります。こうした特性により、県警察ではその警察力を分散せざるを得ず、当直体制が十分でなく、夜間に殺人、強盗等の重要犯罪が発生した際、犯罪の早期検挙に直結する迅速かつ的確な初動捜査に支障を来すことが危惧されるような小規模の警察署（以下「小規模警察署」という。）が存在するところです。

このため、県警察では、警察本部や大規模警察署等による支援を強化するとともに、管轄区域における警察力の強化（横川警察署の再編整備）を図ることにより、小規模警察署への支援を強化します。

また、限られた警察力で県警察の機能を最大限に発揮するため、時代の要請に応じた警察力の整備を図ります。

1 警察本部からの支援

警察本部から遠方にあり、警察本部直轄隊等による支援を受けにくい大隅半島や離島を含め、県下の小規模警察署全般に対し、警察本部からの支援を強化します。

(1) 大隅半島や離島への支援

○ 「大隅機動捜査センター(仮称)」の設置

新規

大隅半島の拠点警察署である鹿屋警察署に警察本部直轄隊等からなる「大隅機動捜査センター(仮称)」を設置し、周辺の小規模警察署管内で重要犯罪等が発生した際の迅速かつ的確な初動捜査を推進します。

※ 配置済み又は配置予定の警察本部直轄隊等

- ◇ 「検視官」(配置済み)
- ◇ 「機動鑑識隊」(配置済み)
- ◇ 「機動捜査隊」
- ◇ 「自動車警ら隊」
- ◇ 「交通機動隊」
- ◇ 「ストーカー・配偶者暴力対策班(仮称)」等

○ 検視官の配置

継続

大隅半島の拠点警察署である鹿屋警察署のほか、奄美群島の拠点警察署である奄美警察署に検視官を配置し、周辺の小規模警察署管内で死因不明死体等が発見された際、検視官を早期に現場臨場させ、犯罪性の有無を判断することにより、迅速かつ的確な初動捜査を推進します。

(2) 小規模警察署全般への支援

○ 警察本部直轄隊等の広域的運用

拡充

県下の小規模警察署管内で重要犯罪等が発生した際、警察本部の事件担当課から捜査員を急派するとともに、自動車警ら隊や機動捜査隊等の広域的運用を図ることにより、警察力を集中した組織的な初動捜査を推進します。

○ 通信指令による警察官等の一元的な指揮運用

継続

県下の小規模警察署管内で重要犯罪等が発生した際、警察本部通信指令室により110番通報等の各種情報を集約し、警察官等の一元的な指揮運用を行うことにより、警察力を集中した組織的な初動捜査を展開します。

○ 警察用航空機及び警察用船舶の有効活用

継続

県下の小規模警察署管内で重要犯罪等が発生した際、県警察に配備されている警察用航空機（ヘリコプター）や警察用船舶を有効活用し、犯人追跡や応援派遣部隊の緊急輸送等を行うなど、警察力を集中した組織的な初動捜査を展開します。

2 大規模警察署等からの支援

警察署間の連携を強化することにより、県下の小規模警察署管内で重要犯罪等が発生した際における近隣の大規模警察署等からの支援を強化します。

警察署間の連携強化

○ ブロック運用の強化

拡充

県下の小規模警察署管内で重要犯罪等が発生した際、同一ブロック内にある警察署間のブロック運用を強化し、大規模警察署や近隣警察署からの応援派遣体制の増員を図るなど、より強力な初動捜査体制を構築します。

○ 合同・共同捜査の積極的な推進

継続

関連する事件捜査に当たっては、大規模警察署や関係警察署との合同・共同捜査を積極的に推進し、警察署間の垣根を越えた連携強化による強力な捜査体制を構築します。

○ 女性警察官の効果的なブロック運用

継続

県下の小規模警察署管内で性犯罪やストーカー・配偶者暴力事案等が発生した際、女性警察官の効果的なブロック運用を図り、同一ブロック内にある警察署間において、大規模警察署や近隣警察署からの女性警察官の応援派遣体制を充実させます。

3 管轄区域における警察力の強化(横川警察署の再編整備)

横川警察署の管轄区域や組織体制の見直しを図ることにより、同警察署の管轄区域における夜間体制及び初動捜査体制並びに関係機関との連携を強化し、管轄区域における警察力の強化を図ります。

なお、この見直しに当たっては、「鹿児島県警察の機能強化を考える懇話会」から「鹿児島県警察の機能強化プラン(答申)」により示された「夜間体制及び初動捜査体制の強化」、「専門性の高い捜査体制の構築」、「地域に密着した警察活動の強化」、「地域住民の不安の払拭」及び「地域住民等の理解の獲得」(5つの方針)に努めることとします。

【別添1「横川警察署の現状～横川警察署の再編整備に至った背景～」参照】

【別添2「管轄区域を見直す地域における5つの方針」参照】

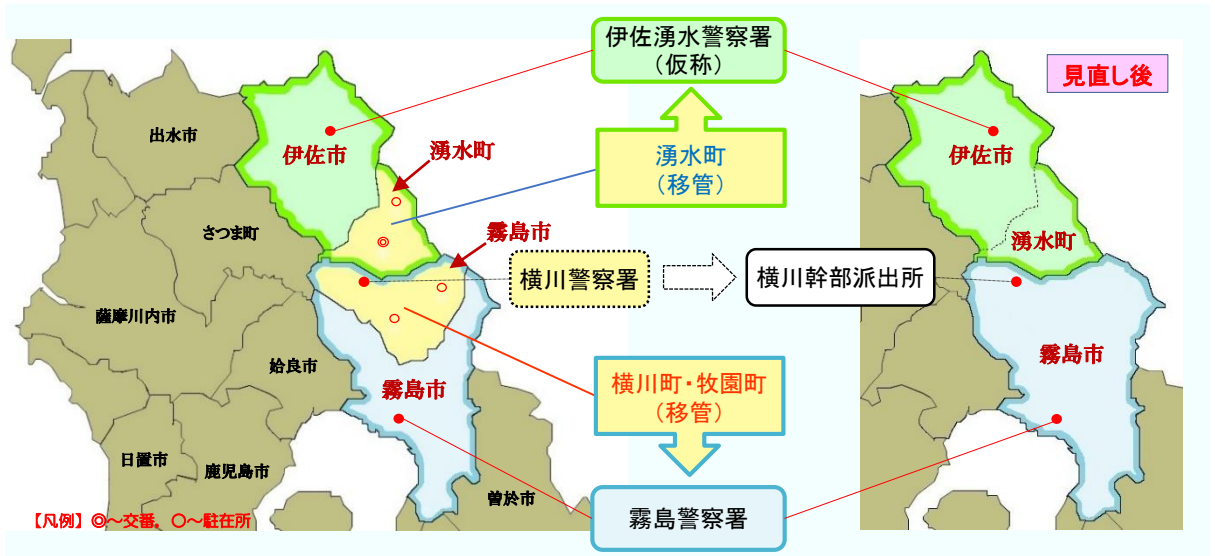
(1) 管轄区域の見直し

○ 横川警察署の管轄区域の見直し

新規

横川警察署の管轄区域を見直し、霧島市横川町、同牧園町を霧島警察署の管轄区域に、始良郡湧水町を伊佐警察署の管轄区域にそれぞれ移管することにより、横川警察署の管轄区域における警察力を強化します。

■ 横川警察署の管轄区域の見直しイメージ



(2) 組織体制の見直し

○ 横川警察署を「幹部派出所」として存置

新規

現在の横川警察署(庁舎)については、平成32年(2020年)3月頃を目処に警察署としての運用を廃止して、霧島警察署と統合の上、霧島警察署「横川幹部派出所」として存置し、警部級の「幹部派出所長」を責任者として配置するほか、生活安全係、捜査係、交通係等の主要な係を配置するなど、霧島警察署の分署的な業務を行う体制を整え、引き続き治安活動の拠点として利活用します。

【別添3「横川幹部派出所の体制等(案)参照】

○ 組織定員の見直し

新規

現在の横川警察署の体制を見直し、「横川幹部派出所」の体制を確保した上で、署長や会計係等の管理部門ポストを除く人員については、旧横川警察署管内を管轄する霧島警察署及び「伊佐湧水警察署（仮称）」に適正配置します。

○ 交番・駐在所の現体制の維持

継続

現在の横川警察署管内の全ての地域体制（署所在地（注）、牧園駐在所、霧島温泉駐在所、栗野交番、吉松駐在所）については、現状のまま維持し、引き続き地域安全活動の拠点として巡回連絡やパトロール活動等を継続します。

注：署所在地
警察署庁舎内に所在する交番

○ 運転免許更新手続等の窓口業務の継続

継続

「横川幹部派出所」では、警察安全相談のほか、運転免許更新や風俗営業許可申請等の窓口業務を継続し、地域住民の利便性の確保に努めます。
（湧水町に係る窓口業務の一部は、「伊佐湧水警察署（仮称）」で対応）

(3) 夜間体制及び初動捜査体制の強化

○ 夜間パトロール体制の強化

拡充

増強された霧島警察署及び「伊佐湧水警察署（仮称）」のパトカーや制服警察官により夜間パトロール体制を強化し、旧横川警察署の管轄区域における犯罪の抑止活動等を推進します。

【別添4「夜間パトロール体制及び初動捜査体制の強化イメージ」参照】

○ 初動捜査体制の強化

拡充

増強された霧島警察署及び「伊佐湧水警察署（仮称）」の当直員等により初動捜査体制を強化し、旧横川警察署の管轄区域で重要犯罪等が発生した際、犯人の検索・追跡、被害状況の確認、現場保存、聞き込み等を行うなど、初動捜査を推進します。

【別添4「夜間パトロール体制及び初動捜査体制の強化イメージ」参照】

(4) 関係機関との更なる連携の強化

○ 地元自治体の行政区域等と警察署の管轄区域の整合

新規

地元自治体の行政区域等と警察署の管轄区域の整合により、犯罪の抑止活動のほか、大雨、地震、噴火等による自然災害発生時の現場活動等において、地元自治体や消防機関等とより一体となった警察活動を推進します。

【別添5「関係機関との連携強化イメージ」参照】

4 時代の要請に応じた警察力の整備

限られた警察力で県警察の機能を最大限に発揮するための組織・定員改正を推進し、強くしなやかな警察の確立に向けた体制を構築するなど、時代の要請に応じた警察力の整備を図ります。

強くしなやかな警察の確立に向けた体制の構築

○ 時代の要請に応じた組織改正

拡充

犯罪情勢や社会情勢等を見極めた上で、時代の要請に応じた組織改正（「サイバー犯罪対策室」の改編等）を行うなど、組織体制の整備を図ります。

○ 時代の要請に応じた定員改正

継続

犯罪情勢や社会情勢等を見極めた上で、時代の要請に応じた定員改正を行うなど、人員を適正配置します。

■ 横川警察署の現状～横川警察署の再編整備に至った背景～

横川警察署の管轄区域である霧島市横川町，同牧園町は，従来それぞれ独立した自治体であったところ，市町村合併等を経て，現在は霧島市の行政区域及び霧島市消防局の管轄区域となっています。

また，始良郡湧水町は，現在も独立した自治体ですが，消防機関については伊佐湧水消防組合の管轄区域となっています。

このように，地元自治体（霧島市）や消防機関（霧島市消防局及び伊佐湧水消防組合）の行政区域等と同警察署の管轄区域が一致しておらず，犯罪の起きにくい社会づくりを推進するための様々な活動のほか，大雨，地震，噴火等による自然災害，事件・事故発生時における現場活動等を地元自治体や消防機関等と一体的に行うに当たり，管轄区域における警察力を最大限に発揮できていない状態にあります。

上記のとおり，横川警察署の現状は，夜間体制及び初動捜査体制が十分でなく，夜間に重要犯罪等が発生した際，犯罪の早期検挙に直結する迅速かつ的確な初動捜査に支障を来すことが危惧されるとともに，地元自治体等とより一体となった犯罪の抑止活動等を推進できる万全の環境が整っているとは言えず，そのような現状は，警察署の管轄区域の基準を規定する警察法施行令第5条第3号（注）に鑑みても，警察の任務を能率的に遂行できているとは言い難い状況にあります。

そのような現状を打開し，管轄区域における警察力を最大限に発揮するため，県警察では，横川警察署の管轄区域や組織体制の見直し（霧島市横川町，同牧園町を霧島警察署の管轄区域に，始良郡湧水町を伊佐警察署の管轄区域にそれぞれ移管し，横川警察署は，警察署としての運用を廃止して，霧島警察署と統合の上，霧島警察署「横川幹部派出所」として存置）を図ります。

これにより，同警察署の管轄区域における夜間体制及び初動捜査体制を強化するとともに，地元自治体等とより一体となった犯罪の抑止活動等を推進できる万全の環境を整えるなど，犯罪の抑止・検挙のための基盤整備を図り，これら地域における警察力を強化することとします。

注：警察法施行令第5条第3号

警察署の管轄区域は，警察の任務を能率的に遂行することができるように，人口，他の官公署の管轄区域，交通，地理その他の事情を参しゃくして決定すること。

■ 管轄区域を見直す地域における5つの方針

1 夜間体制及び初動捜査体制の強化

□ 夜間パトロール体制の強化

増強された霧島警察署及び「伊佐湧水警察署（仮称）」のパトカーや制服警察官により夜間パトロール体制を強化し、旧横川警察署の管轄区域における犯罪の抑止活動等を推進します。

□ 初動捜査体制の強化

増強された霧島警察署及び「伊佐湧水警察署（仮称）」の当直員等により初動捜査体制を強化し、旧横川警察署の管轄区域で重要犯罪等が発生した際、犯人の検索・追跡、被害状況の確認、現場保存、聞き込み等を行うなど、初動捜査を推進します。

2 専門性の高い捜査体制の構築

□ より強い捜査体制の構築

増強された霧島警察署及び「伊佐湧水警察署（仮称）」の捜査体制により、旧横川警察署の管轄区域における複数現場への対応や警察署独自の積極的な警察活動など、より強い捜査体制を構築します。

3 地域に密着した警察活動の強化

□ 地域に密着した警察活動の強化

増強された霧島警察署及び「伊佐湧水警察署（仮称）」の体制により、交番・駐在所勤務員の看守・護送業務等の転用勤務を抑制し、地域警察官によるきめ細かいパトロール活動の強化、地域行事等への積極的な参加、防犯ボランティア団体等の活動に対する支援など、これまで以上に地域に密着した警察活動を強化します。

□ 地元自治体の行政区域等と警察署の管轄区域の整合

地元自治体の行政区域等と警察署の管轄区域の整合により、犯罪の抑止活動のほか、大雨、地震、噴火等による自然災害発生時の現場活動等において、地元自治体や消防機関等とより一体となった警察活動を推進します。

4 地域住民の不安の払拭

□ 横川警察署を「幹部派出所」として存置

現在の横川警察署（庁舎）については、霧島警察署と統合の上、霧島警察署「横川幹部派出所」として存置し、警部級の「幹部派出所長」を責任者として配置するほか、生活安全係、捜査係、交通係等の主要な係を配置するなど、霧島警察署の分署的な業務を行う体制を整え、引き続き治安活動の拠点として利活用します。

□ 運転免許更新手続等の窓口業務の継続

「横川幹部派出所」では、警察安全相談のほか、運転免許更新や風俗営業許可申請等の窓口業務を継続し、地域住民の利便性の確保に努めます。

（湧水町に係る窓口業務の一部は、「伊佐湧水警察署（仮称）」で対応）

□ 交番・駐在所の現体制の維持

現在の横川警察署管内の全ての地域体制（署所在地、牧園駐在所、霧島温泉駐在所、栗野交番、吉松駐在所）については、現状のまま維持し、引き続き地域安全活動の拠点として巡回連絡やパトロール活動等を継続します。

5 地域住民等の理解の獲得

□ 地域住民等に対する十分な説明

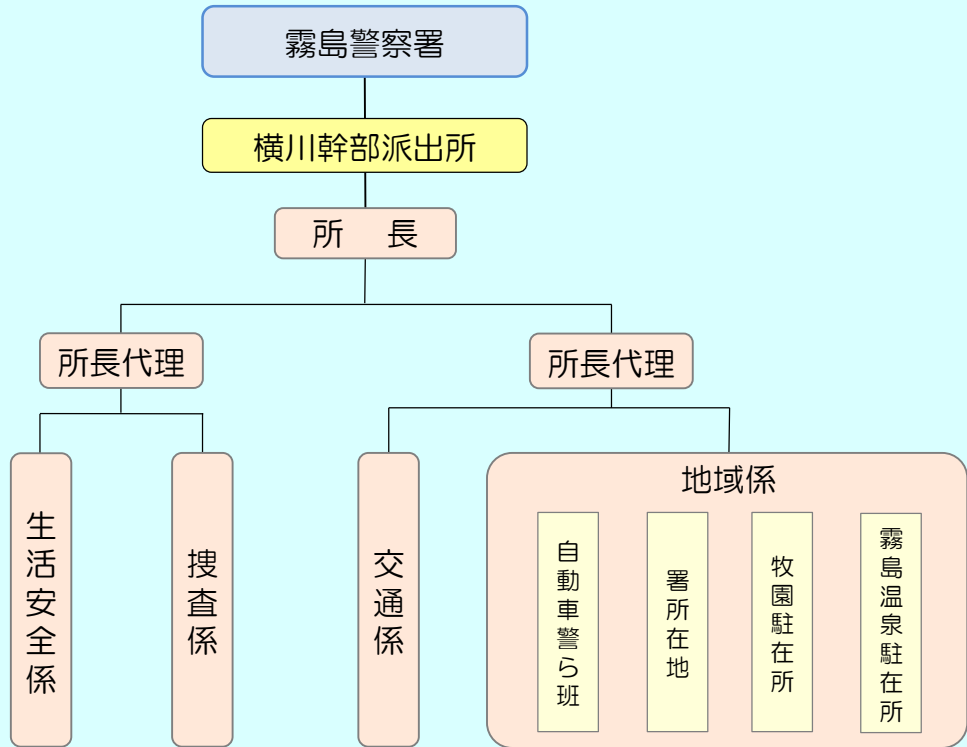
地域住民や自治体、関係機関、ボランティア団体等に対しては、不安や混乱を招かないよう十分な説明を尽くし、理解と協力の獲得に努めます。

□ 地域住民等への周知

県警ホームページや交番・駐在所が発行するミニ広報紙のほか、多様な広報媒体を活用した広報活動を行うなど、地域住民等への周知に努めます。

■ 横川幹部派出所の体制等(案)

横川幹部派出所の体制



横川幹部派出所の取扱業務

交通関係窓口業務

- 運転免許証の更新事務
- 運転免許証の記載事項変更
- 自動車保管場所証明申請
- 道路使用許可申請 等



生活安全関係窓口業務

- 風俗営業許可申請
- 銃砲刀剣類所持許可申請
- 古物営業許可申請 等

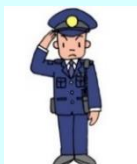
自動車警ら班による
パトロール



夜間パトロール



警戒活動



事件・事故の
初動捜査



交通事故の
処理



被害届の受理



巡回連絡
(訪問活動)



見守り活動



ふれあい活動



警察安全相談の
受理



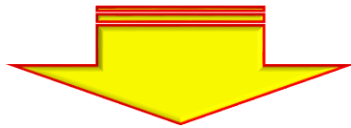
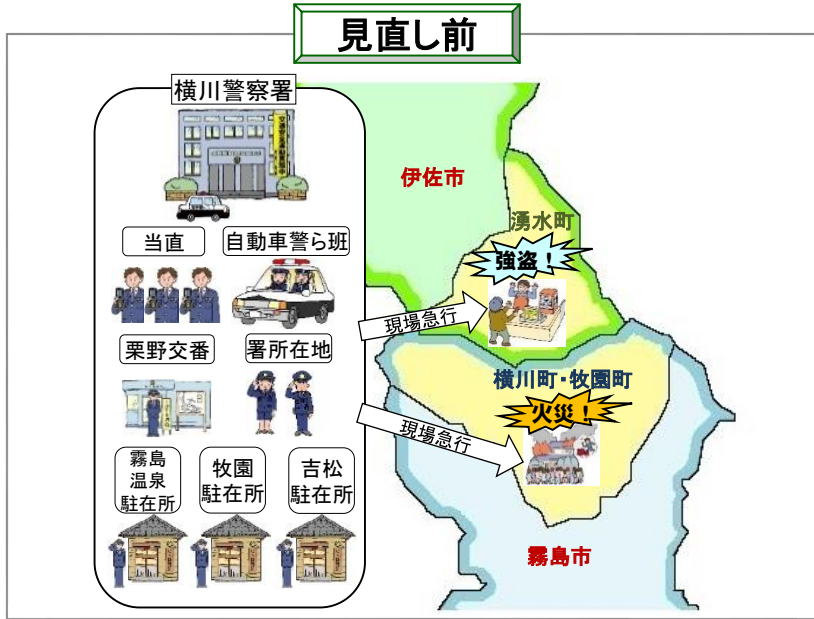
遺失・拾得届の
受理



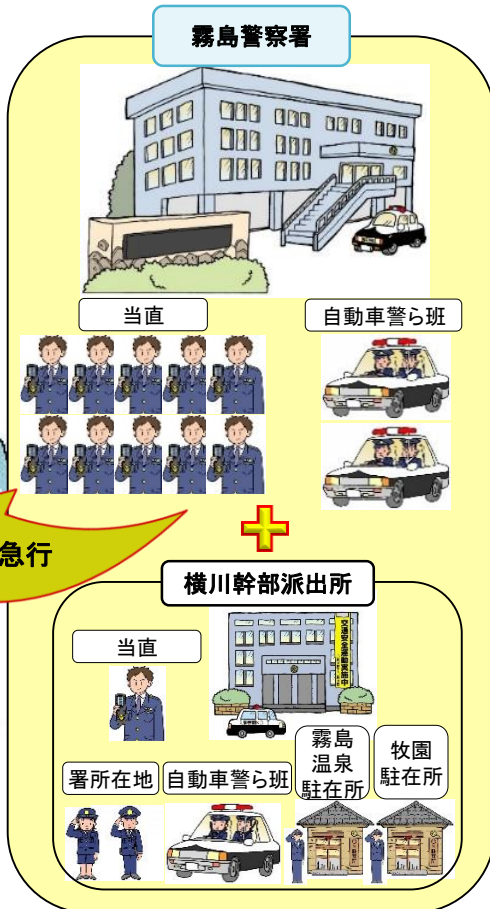
地理案内



■ 夜間パトロール体制及び初動捜査体制の強化イメージ



見直し後



■ 関係機関との連携強化イメージ

